

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 24 件

国民年金関係 11 件

厚生年金関係 13 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場の資格取得日に係る記録を昭和43年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月12日から同年4月3日まで

私は、昭和27年7月1日にA社に入社し、平成6年1月に退職するまで継続して勤務した。

しかし、昭和43年3月にA社(C)から同社B工場に転勤した際、引き続いて勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令書、事業所が保管する人事カード、及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し(A社(C)から同社B工場へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の申述内容及び辞令書の内容等から、昭和43年3月12日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立ての事業所の昭和43年4月の標準報酬月額から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務処理誤りを認めていることから、事業主が昭和43年4月3日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、元年1月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月 31 日から 59 年 1 月 1 日まで  
② 平成元年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

申立期間①について、私は、B社に昭和44年4月1日から58年12月末日まで勤務していた。当時、事業所の稼働日は12月30日までであり31日から正月休暇となっていたが、私は有給休暇を5日ぐらい残して12月末日で退職願を出した。

また、申立期間②について、A社（現在は、C社）に昭和59年9月1日から平成6年10月末日まで勤務し、その間、出向扱いでD社に元年2月1日から同年9月末日まで勤務していた。

申立期間①及び②のそれぞれ1か月が厚生年金保険に未加入期間となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立事業所及びD社は、同じ事業主であることから、申立人の主張する系列会社への出向であったとする申立内容に不自然さはなく、また、C社は、「会社間の移籍の場合は、厚生年金保険に空白が生じないように社会保険事務所(当時)の窓口で確認しながら届出を行っていた。申立人の申立期間の厚生年金保険料はA社の方で預かっていると思われる。」としている。

また、前述の事業主は上記2社以外にもE社の事業主であることが確認で

きたことから、昭和 62 年 10 月から平成 4 年 2 月までの間に申立事業所から当該事業所へ移籍した従業員 8 人の加入記録を確認したところ、8 人全員が申立事業所の資格喪失日と同日で資格を取得していることが確認できたことから、申立事業所は、従業員が系列会社へ移籍する際、厚生年金保険の記録が継続するよう取り扱っていたことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 63 年 12 月の記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間②に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立事業所から提出された厚生年金基金加入員番号簿には、申立人の脱退年月日は「58. 12. 31」と記載されており、オンライン記録と一致している上、申立事業所の退職者名簿には、申立人の退職年月日は「58 年 12 月 30 日」、退職理由は「自己都合」と記載されている。

また、前述の退職者名簿の申立人が記載されているページに申立人と退職日の相違はあるが退職理由が「自己都合」と記載されている 4 人について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、4 人全員が退職日の翌日に厚生年金保険の資格を喪失していることから、申立事業所は申立人の退職日を昭和 58 年 12 月 30 日として取り扱っていたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、このほか、保険料控除を明らかとする事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間④について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日の記録を平成12年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成10年3月11日から12年9月25日まで  
② 平成12年9月25日から同年10月1日まで  
③ 平成12年10月1日から13年2月1日まで  
④ 平成16年9月1日から17年9月1日まで

A社及び同社の子会社であるB社で勤務していた期間のうち、申立期間①、③及び④については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額と年金機構から送付された保険料納付額の月別納付状況が相違しているため、標準報酬月額を41万円に訂正してほしい。

また、A社からB社に異動した際、申立期間②が厚生年金保険に未加入とされているが、両社に継続して勤務しており、給与明細書でも厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 A社に係る申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、当該期間において、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書により確認できる当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 B社に係る申立期間③について、申立人から提出された給与明細書により、当該期間において、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 A社に係る申立期間④について、申立人から提出された給与明細書により、当該期間において、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

4 申立期間②について、申立人から提出された平成12年9月分の給与明細書及びB社発行の12年分給与所得の源泉徴収票の記載内容、役員の証言から判断すると、申立人は申立期間②において、A社に継続して勤務し（平成12年10月1日にA社から関連会社のB社に異動）、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成13年12月は26万円、14年1月から15年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年12月1日から15年9月1日まで  
② 平成15年9月1日から20年11月1日まで

年金事務所の記録では、A社における平成13年12月1日から14年10月1日までの標準報酬月額が20万円、14年10月1日から20年11月1日までの標準報酬月額が13万4,000円となっているが、当時の給与明細書では、25万円が支給されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由



1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①の標準報酬月額について、申立事業所から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は給与支給額から、申立期間①のうち、平成13年12月は26万円、14年1月から15年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立人の申立期間②における標準報酬月額は、当初、13万4,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年12月に、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）が年金事務所に提出され、これに基づき26万円にオンライン記録が訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額26万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額13万4,000円となっている。

しかしながら、申立事業所から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間②については、年金事務所で記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除され、年金事務所で記録されている訂正前の標準報酬月額を上回る額の給与が支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額は、保険料控除額又は給与支給額に見合う標準報酬月額から26万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に提出していることから、これを履行してい

ないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年3月及び17年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月  
② 平成 17 年 4 月から同年 7 月まで

私は、20歳の時に国民年金に加入し、その時々のお金のある時に国民年金保険料を支払ってきた。

領収書は処分してしまい、手元に無いが、納付していたのは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、会社を退職後の平成16年4月13日に学生納付特例の申請を行ったことがオンライン記録で確認できるが、学生納付特例の申請は年度ごとに行うこととされているため、平成16年度のみが学生納付特例期間となり、国民年金被保険者資格取得月である同年3月分は未納期間とされたものと推測される。

また、申立期間①及び②は、基礎年金番号制度導入後であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進められ、平成14年4月からは、国による国民年金保険料の直接収納が始まったことにより、保険料の収納に関する記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は極めて少なくなった頃であることを踏まえると、申立期間①及び②共に保険料納付の記録が誤っているとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立期間②直後の平成17年8月から勤務した事業所で未納期間があることを知り、比較的早い時期にまとめて納付したとしているが、オンライン記録では、その1年以上後の18年12月9日の夕刻に社会保険事務所（当時）の職員が申立人宅を訪問し、保険料の納付督促を行った記録が確認できることから、申立人は、その時点において未納で

あったことがうかがえる。

加えて、申立人は、納付時期や納付場所についての記憶が明確ではなく、当時の具体的な状況が不明である上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間における保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年11月まで

私は、昭和47年12月に出産のため会社を退職し、すぐに夫婦二人でA町役場に出向き、国民年金の手続を行った。当時、長女を宿していたため、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず申立期間が未加入になっているのは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であることから、申立人は国民年金任意加入被保険者となるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により昭和53年1月26日から同年1月27日の間に払い出されたものと推認されることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、その夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、強制加入になったことに伴い、夫婦一緒に資格を取得していること、及び申立人は従前からB市に居住していることを踏まえると、同市が、申立人について別に国民年金加入手続を受け付けたとは考え難い上、オンライン記録による氏名検索等によっても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿では、申立期間は、未加入期間と記録されていることが確認できる上、申立人は国民年金手帳の交付状況について記憶しておらず、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、金額、時期は覚えていないが、遡ってまとめてA市役所に納付したにもかかわらず、未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡ってA市役所でまとめて納付したと申し立てているところ、申立人が所持するA市発行の国民年金手帳保管証には昭和49年12月27日と記載されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、49年12月末頃に払い出されたものと推認できることから、この時点では、申立期間は過年度納付となるが、申立人の所持する国民年金手帳をみると、申立期間当時、A市役所では、印紙検認方式による保険料の現金収納(現年度納付)を行っていたことが確認できることから、申立期間に係る保険料をA市役所で納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳から、申立期間直後の昭和49年4月から同年12月までの保険料を50年1月31日にまとめて納付した記録が確認できることから、当該納付実績を申立期間の納付と混同していることも考えられる。

さらに、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には、申立期間に係る納付記録は無く、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 広島国民年金 事案 1217

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年12月まで

私の昭和45年4月から同年12月までの国民年金保険料は、母親が自分の保険料と一緒に市役所で支払ってくれていたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和57年1月頃に払い出されたものと推認されるとともに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄には、「57.1.23届出 加入得喪」と記載されていることから、57年1月23日に国民年金の加入手続が行われ、申立人が20歳に到達した45年\*月\*日に遡って資格取得していることが確認でき、当該加入手続時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間から当該加入手続までの期間を通じてA市に居住していることから、同市が別に申立人の加入手続を受け付けたとは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿の調査及びオンライン記録による氏名検索によっても、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の具体的な加入状況等は不明であり、申立期間当時、加入手続及び保険料を納付してくれていたとする申立人の母親も既に亡くなっていることから、加入手続や納付状況等については確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の母親が申立期間

に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から50年3月まで

私が昭和48年3月に会社を退社した約1年後に、会社から国民年金保険料を納付するよう連絡があったので加入手続をし、遡って未納分の保険料をまとめて一括で金融機関に納付した。それ以降は毎月、地域の集金組織に納付していた。しかし、申立期間が未納とされており納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により昭和51年4月9日にA市で払い出されていることが確認でき、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、加入手続は同年4月頃に行われたことが推認できるところ、その時点では、申立期間のうち、48年3月から同年12月までの国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、国民年金に加入後、遡って未納期間の保険料をまとめて一括で納付したと申し立てしているところ、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和50年度1年分の保険料を昭和51年4月10日に一括して納付していることが確認できることから、申立人は当該納付と申立期間の納付とを混同していることも考えられる。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料は未納の記録となっており、これはオンライン記録と一致している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人について別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 1219

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から59年12月まで

私が25歳頃に、市の職員と思われる男性が、勤務していた店に来て、「今からだと国民年金を40年払うのに、いっぱい、いっぱいです。」と言われ、個人年金に加入する前に、国民年金に加入した記憶がある。

また、どこから来た通知であったか忘れたが、昭和53年から国民年金保険料を納付している旨の通知が平成22年6月頃に来たことを覚えている。

納付書が来れば保険料を納付しているはずであり、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の申立人の前後の第3号被保険者の処理日等から、昭和62年1月頃に払い出されたものと推認され、氏名検索等による調査を行っても、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間のうち、53年1月から59年9月までの国民年金保険料は、時効により納付できない期間である。

また、オンライン記録によれば、昭和62年1月26日に、59年10月から61年3月までの過年度納付書が作成されていることが確認できるが、このうち、申立期間直後の60年1月から61年3月までの保険料は、62年2月20日に納付されていることから、当該納付日時点では、申立期間のうち、59年10月から同年12月までの保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料について、「A金融機関（現在は、B金融機関）の本店の窓口で納付した。」と供述しているが、B金融機関では、「A金融機関に係る納付記録は、残っていない。」と回答している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私は、昭和46年10月にA市からB市に戻った後、母親が心配して国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、私が結婚する62年12月までは、母親が自身の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたが、申立期間の国民年金の記録が未納となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が、申立期間の国民年金保険料を自宅から近いB市役所で納付してくれていたはずであると申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和47年8月29日から同年9月4日までの間に払い出されたものと推認できることから、当該払出時点では、申立期間は過年度納付となり、市町村で保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の具体的な納付状況等は不明であり、申立期間当時、保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、既に亡くなっているため、加入手続や納付状況等について確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から47年9月まで

私は、申立期間当時、既に婚姻していたが、同居していた義母は、真面目であったので、私の分を含め家族全員分の国民年金保険料を集金人に納付していた。

私が20歳になった時点で、義母が国民年金の加入手続を行い、その後、保険料も義母が納付してくれていたのに、私だけ、20歳から加入及び保険料納付をしなかったとは考えられないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の状況から、昭和47年10月頃に払い出されたものと推測され、申立期間当時、ほかに別番号が払い出されていた形跡は確認できないことから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、A町(当時)における申立人に係る国民年金被保険者名簿(旧々台帳、旧台帳、新台帳)によっても、いずれも、被保険者資格取得日は、昭和47年10月12日となっており、申立期間は未加入期間であることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする義母は既に亡くなっているため、当時の状況が不明であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から8年5月まで

私が20歳になると、加入手続を行っていないにもかかわらず国民年金保険料の納付書が送られてきた。当時は、学生だったので、収入が無いにもかかわらず保険料を納付しなければならないことに納得がいかず、しばらく滞納していたが、その後何回も納付督促があり、市役所の担当者にも「将来、年金をもらうようになった時のためだから。」と言われたので、母親がまとめて支払ってくれたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年5月頃、母親が申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、その時点では、申立期間のうち、5年12月から6年3月までの期間は、時効により保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後の平成8年6月から9年3月までの保険料を10年7月31日に過年度納付したことが確認できるが、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができなかつたため、納付可能な当該期間のみを納付したものと考えられる上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、納付金額について、「20万円くらいだったと思う。」としているところ、申立人の弟の国民年金保険料も、申立人と同日に一括して過年度納付されており、申立人及びその弟の過年度納付保険料の合計額（23万4,700円）からみて、申立人の母親は、当該二人分の過年度保険料の納付と申立期間の保険料納付とを混同している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和52年2月から61年3月まで

私は、金融機関に勤めていた夫に勧められ、昭和52年2月に国民年金に加入した。この時、付加保険料は少額で、税制面も有利であることから付加年金にも加入した。加入手続及び保険料納付は、夫がA市役所の1階の窓口で行い、納付した。その時、職員がA3かB4の用紙の右端部分に手書きで記入しただけで、領収書も交付されなかったことを夫は記憶している。61年3月まで付加保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が納付済みになっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿をみると、申立期間の検認記録は全て定額保険料の納付を示す「A」と表示されており、これは、オンライン記録と一致している。

また、申立人について、国民年金加入手続及び付加保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、「定額保険料は、3か月から4か月分をB銀行A支店で納付し、付加保険料の納付方法等は具体的に記憶していないが、別に納付していた。」としているが、付加保険料は、同一の納付書により定額保険料と一緒に納付することとなっており、定額保険料が納付済みで付加保険料が未納となることは考え難い。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時に納付していた付加保険料額について、200円から300円としているが、当時の付加保険料額は400円であり、これは申立人の夫の供述と相違する上、申立人の夫は付加保険料の納付方法等を覚えていないため詳細は不明であり、申立期間における付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私が20歳の頃、母親が国民年金の加入手続をしてくれた。その後、私が結婚する昭和50年までは、両親が国民年金保険料を3か月ごとに実家に来ていた集金人に納付していた。申立期間当時、生活に変化は無く、保険料を支払うのに困っていた時期でもないのに申立期間が未納とされており納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年頃、母親が国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、49年5月30日にA町（現在は、A市）で払い出されていることが確認できるとともに、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、加入手続は同年7月頃に行われたと推認され、これは、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、昭和50年10月に婚姻するまでは、両親が国民年金保険料を3か月ごとに集金人に支払ってくれたとしているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によると、いずれも、申立期間に係る納付の記録は無く、申立期間直後の49年4月から同年9月までの6か月分の保険料が、同年9月14日に一括納付され、その後は、3か月ごとに納付されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳等によると、昭和50年11月29日に、46年2月から48年3月までの保険料を特例納付していることが確認できるが、申立期間は当該特例納付の対象となっていない期間であることから、納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の両親は既に死亡しているため保険料の納付状況等の詳細は不明であり、ほかに申立期間について申立人の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

私は、A社を退職時に脱退手当金を受け取った記憶はあるが、B社のC支部に勤務していた期間の脱退手当金は受け取っていない。

しかし、同社に係る厚生年金保険について脱退手当金の支給記録があるのは、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示の記載が確認できる上、申立期間と申立人が受給を認めている期間を合わせた期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いところから、申立期間と申立人が受給を認めている期間を併せて受給したと考えるのが自然である。

なお、申立期間の後に脱退手当金が未請求となっている同一の事業所の別の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立ての被保険者期間は別の被保険者台帳で管理されていることから、社会保険庁（当時）において磁気テープによる記録収録が進行途上であったことを踏まえると、請求者からの申出が無い場合、別の被保険者台帳で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったと考えられ、不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 6 月 25 日から 38 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 41 年 12 月 21 日から 42 年 1 月 1 日まで

申立期間①の期間は、勤務していたA事業所が昭和30年8月26日にB社と合併したが、申立期間も継続して勤務していた。

また、申立期間②は、昭和37年2月頃から1年ぐらいC社に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の記録が4か月しか無い。

申立期間③は、B社に41年12月末頃まで勤務したが同年12月の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間①、②及び③の期間は、それぞれの事業所で勤務していたので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び同僚の供述により、申立人が申立ての事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立ての事業所の被保険者名簿の摘要欄に「30.8.26 全喪（合併）」の記載があることが確認できることから、申立ての事業所は、昭和30年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人を含む11人が同年8月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと推認できる上、B社の被保険者名簿により、同事業所に移った申立人を含む9人が、新たに同事業所において同年9月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、被保険者名簿の記録が申立人と同じで、申立人を記憶している同僚



は、A事業所が閉鎖する時に会社から、「B社に行ってくださいか。」と言われ、「B社の準備ができるまでの数日間、待機していた。」と供述している。

さらに、申立期間当時の、A事業所の事業主、B社の事業主が死亡していることから、これら2事業所での勤務実態等について確認することはできない。

- 2 申立期間②について、C社の被保険者名簿により、申立人が昭和37年2月1日から同社に勤務していたことが確認でき、同僚の供述により、申立人が申立ての事業所の業務に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立ての事業所の被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和37年6月25日と記載されており、あわせて同年10月の定時決定の記載も無いことから、申立期間②については、申立人は申立ての事業所の被保険者ではなかったと考えられる。

また、申立ての事業所の経理事務を行っていた事業主はすでに死亡しているため、申立期間の申立人の勤務実態等について確認することができない。

- 3 申立期間③について、B社の被保険者名簿、雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が申立てに事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立ての事業所の被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和41年12月21日と記載されており、申立人の雇用保険の加入記録と一致している。

また、申立人と同時期に被保険者記録のある同僚に照会したが、「申立人は、昭和38年1月頃から41年12月頃まで勤務していたが、具体的な退職日は分からない。」と供述しており、同年12月末での勤務は確認できない。

さらに、申立ての事業所の当時の事業主はすでに死亡しているため、申立期間の申立人の勤務実態等について確認することはできない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 20 日から 45 年 8 月 1 日まで  
日本年金機構からの通知では、A社を退職後、脱退手当金を受給した記録となっており、厚生年金保険料を掛けていた記憶はあるが、脱退手当金を申請して受給した記憶は無い。  
もらっていない脱退手当金の支給記録があるのは、納得いかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として、年金事務所が保管している厚生年金保険脱退手当金裁定請求書には、申立人の旧姓及び当時の住所が記載されている上、国庫金送金通知書番号の記載及び送金指定金融機関が住所地近くの郵便局と指定されているなど、適正な事務処理が行われており、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立事業所における資格喪失日から約1か月半後の昭和45年9月14日に支給決定されている上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できることから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、前述の裁定請求書に当該事業所が記載されていないこと、当該被保険者期間と申立期間では管轄する社会保険事務所（当時）及び厚生年金保険記号番号が相違していることを踏まえると、当該被保険者期間を把握することは困難であったと考えられ、不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 5 日から 34 年 5 月 27 日まで

私が平成 9 年 2 月頃に社会保険事務所（当時）に記録照会を行った際、A 事業所及び B 社（現在は、C 社）の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給しているとの回答があった。

B 社を退職する際に、結婚退職の場合は脱退手当金を請求するようにとの会社からの指導があり、受給した記憶はあるが、A 事業所の期間については受給した記憶は無い。

上記回答の記載内容に誤りがあり、疑問を持っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後に勤務した B 社を退職する時に、脱退手当金を受給した記憶があるとしており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱支給済＊」の表示が記載されているとともに、脱退手当金裁定請求は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失する以前の被保険者期間についても合わせて請求することとされているところ、オンライン記録によると、A 事業所に勤務した期間とそれ以後に B 社に勤務した期間を合わせた期間を計算の基礎として脱退手当金が支給されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の B 社における資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 1 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記被保険者名簿の、申立人の前後 100 人の脱退手当金の受給状況をオンライン記録で検証したところ、同社を退職時に脱退手当金の受給資格がある者 48 人のうち、46 人が脱退手当金を受給した記録となっており、受給記録

のある46人のうち38人が被保険者資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、同僚の1人は、「結婚退職の場合は、会社から脱退手当金を請求するよようにとの説明があった。」としており、脱退手当金の請求について、事業主による代理請求がなされていた可能性が有る。

さらに、申立人から聴取しても、A事業所の被保険者期間について受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由、その他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 10 日から 36 年 12 月 31 日まで

私は、A社を昭和 36 年 12 月に退職した後、37 年\*月に子どもが生まれた。生活が苦しく、子どもが少し大きくなれば、また働きたいと思っていたので、脱退手当金を受け取っていない。しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、脱退手当金を受給していることになっているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管している申立人に係る脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されており、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立ての事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱支給済」の表示が確認できる。

さらに、申立期間のほかに脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は申立人の脱退手当金支給決定時点では別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な請求であるとは言えない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年4月19日から33年12月21日まで  
私は、昭和27年4月19日から33年12月20日までA社に勤務したが、当該期間は脱退手当金が支給済みであると言われた。

当時、一緒に働いていた同僚も脱退手当金が支給済みとされているが、私と同じく受け取った記憶が無いと言っていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年12月21日の前後2年以内に資格喪失した女性で、同事業所で2年以上の被保険者期間がある申立人を含む16人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む15人に脱退手当金の支給記録が有り、うち14人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されていること、及び当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年4月3日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給決定日の約1か月前の同年2月20日に、申立期間の事業所に係る被保険者期間について、厚生省（当時）から当該脱退手当金の給付を裁定する社会保険出張所（当時）に回答されたことを示す記載も確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

なお、申立期間の前に別の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理され、管轄する社会保険出張所も異なっていたことを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはいかたがう。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 20 日から 38 年 1 月 12 日まで  
② 昭和 38 年 2 月 28 日から同年 7 月 25 日まで  
③ 昭和 38 年 7 月 14 日から 39 年 2 月 16 日まで  
④ 昭和 39 年 2 月 17 日から 42 年 2 月 26 日まで

私は、年金機構からの通知により、A市で勤務していたB社（申立期間①）、C社（同②）、D社（同③）、E社（同④）の4社について、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、A市に居たときには、脱退手当金制度を知らず、結婚するためにF社を辞め、昭和 42 年 10 月にA市からG市に移ってからも脱退手当金を受け取った記憶が無いので、脱退手当金を受給したとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までの脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険脱退手当金裁定請求書には、申立人の旧姓及びA市内の住所が記載された後、婚姻後の新姓及びG市内の住所に訂正されていることが確認できるところ、H社会保険事務所（当時）から申立人に氏名及び住所の訂正を求めた昭和 43 年 9 月 26 日付けの文書及び遠方のG市に住んでいるため脱退手当金の送金を依頼する旨の申立人の手紙が年金事務所に保管されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、前述の訂正が行われた厚生年金保険脱退手当金裁定請求書がH社会保険事務所で受理された昭和 43 年 10 月 1 日の約 1 か月後の同年 11 月 12 日に支給決定さ

れている上、申立期間④に係るE社の健康保険厚生年金被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

なお、申立人が申立期間後に勤務していたF社については申立期間の事業所4社と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたものの、前述の厚生年金保険脱退手当金裁定請求書に同社の記載は見当たらないことから、当該期間が未請求となっていることに不自然さはいかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 1 日から 16 年 1 月 7 日まで

私は、昭和 62 年 5 月から A 社が経営する飲食店の店長として勤務し、申立期間の給与は毎月手取り額 30 万円で契約していたにもかかわらず、ねんきん特別便では、申立期間の標準報酬月額が 20 万円、厚生年金保険料納付額は平成 10 年 5 月から 15 年 3 月までは 1 万 7,350 円、同年 4 月から同年 12 月までは 1 万 3,580 円となっている。

私が保管している申立期間のうちの 5 枚の給与明細書では、いずれも支給額合計は 36 万 2,000 円、厚生年金保険料の控除額は 3 万 1,230 円となっており、平成 15 年分給与所得の源泉徴収票と 16 年 1 月に発行された雇用保険受給資格者証も提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、申立期間の直前は 36 万円であったものが、平成 10 年 5 月 1 日に月額変更処理がなされ、申立期間については、20 万円に引き下げられているが、申立人は、申立期間も 36 万円の標準報酬月額に見合う給与を支給され、当該標準報酬月額に基づく保険料額が控除されていたと主張し、平成 11 年 5 月、12 年 4 月、13 年 5 月、14 年 5 月及び 15 年 5 月分の給与明細書、平成 15 年分給与所得の源泉徴収票、並びに雇用保険受給資格者証を提出している。

しかしながら、申立事業所の事業主は、「申立期間当時、会社は店舗の売上不振から経営が悪化したことなどから、店長である申立人を含む従業員に対し、業務改善計画を提出しなければ店舗を閉鎖すると申し渡したところ、社会保険料控除額を引き下げることにより営業を継続することで従業員の同意が得られたので標準報酬月額の引き下げを行った。」と説明しているところ、事業主が委託していた社会保険労務士が保管していた、申立人に係る平成 13 年分及び 14 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、並びに平成 14 年及び 15 年給

与支払報告書(個人別明細書)によればオンライン記録と同じ標準報酬月額(20万円)に見合う厚生年金保険料が計上されていることが確認できる上、当該書類に記載された内容について不自然な点は見当たらない。

また、当該社会保険労務士は、「当時、事業主が申立人を含む従業員を呼び、標準報酬月額の引き下げの説明をしており、私もその場に同席した。その結果に基づいて、平成10年4月30日に標準報酬月額を36万円から20万円に引き下げる届出を行った。」としており、その供述はオンライン記録と符合している。

一方、申立人から提出された5枚の給与明細書によれば、いずれも「所得税」欄には1万1,240円が記載されているが、前述の社会保険労務士が保管していた平成13年分及び14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿に記載されている各月の所得税額1万1,330円とは一致しておらず、また、申立人から提出された平成15年分給与所得の源泉徴収票によれば、「支払金額」欄には497万7,240円、「源泉徴収税額」欄には13万4,880円及び「社会保険料等の金額」欄には56万9,160円が記載されているが、税額を算定するために必要となる「給与所得控除後の金額」及び「所得控除の額の合計額」欄には金額が記載されていない上、当該源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄に記載されている金額13万4,880円は、「社会保険料等の金額」欄に記載された56万9,160円に基礎控除額(38万円)を加えた金額を基に試算した所得税額とは大きく異なっていることなどから、その記載内容には不自然な点が見受けられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日から A 社に勤務し、41 年 3 月 31 日に同社を退職したが、40 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び 41 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の前後において、申立事業所における厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会した結果、回答があった 5 人のうち 2 人が申立人を記憶しており、そのうちの 1 人が「申立人は 1 年くらい勤務し、結婚して退職した。」と供述していることから、申立人は、勤務期間は不明であるものの、申立事業所に勤務していたことがわかる。

しかしながら、回答のあった同僚のうちの 1 人は、「申立事業所では試用期間は無かったと思うが、健康保険の加入時期は入社して 1、2 か月後だったと記憶している。」としており、別の 1 人は、「申立事業所では試用期間が約 3 か月あったと思う。入社してすぐに厚生年金保険及び健康保険に加入していたかは覚えていない。」としていることから、申立事業所では、申立期間①当時、入社してすぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがわかる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、整理番号\*で、昭和 40 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41 年 2 月 28 日に資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、申立人の申立事業所における雇用保険記録をみ

ると、40年5月1日に資格を取得し、41年2月27日に離職となっており、オンライン記録における厚生年金保険の加入期間と一致していることが確認できる。

さらに、申立事業所の後継事業所であるB社は、「申立期間における申立人の勤務期間及び保険料控除について、当時の資料が無いため不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和19年10月23日から20年9月20日まで

私は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、オンライン記録では、脱退手当金を受け取ったことになっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことも受け取ったこともなく、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和20年9月の前後2年以内に資格喪失した者18人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12人に脱退手当金の支給記録があり、うち8人の支給日が、3回の支給日ごとに二人以上確認できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録とともに「法49-3」と記載されており、厚生年金保険法第49条の3に規定されている勅令に基づき支給決定されたことが確認できるとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 4 日から 34 年 7 月 1 日まで  
私は、A社での厚生年金保険の加入期間については、脱退手当金を請求した覚えも無いし、もらった覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、厚生省（当時）が社会保険事務所（当時）へ申立期間における厚生年金保険の加入記録を回答したことを示す「回答済 34.8.3」の印が押されており、この回答日（昭和 34 年 8 月 3 日）と申立人の脱退手当金の支給決定日とされる昭和 34 年 9 月 23 日が近接していることから、脱退手当金の裁定を行うために記録照会が行われていたことがうかがえる上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱支給済」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間より前の事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金の計算の基礎に含まれていないが、当該被保険者期間に係る記録は、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号とは別の番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、社会保険事務所においては、当該被保険者期間を把握することが困難であったと考えられることから、未請求期間が存在することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは昭和 36 年 4 月の通算年金制度創設前であり、当時、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、47 年 1 月



まで年金の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 2172 (事案 1924 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月から25年9月まで  
② 昭和25年9月から26年10月まで

私は、申立期間①はA船舶に、申立期間②はB船舶に乗船し、船員として働いていた。

しかし、当該期間が船員保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

新たな資料は無いが、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立期間①について、申立人が一緒にA船舶に乗船していたとする当該船舶所有者の親族は、「当時、A船舶は船員保険に加入していなかった。」と回答している上、同人のA船舶に係る船員保険の被保険者記録は見当たらないこと、ii) 申立期間②について、申立人がB船舶に乗船すると同時に下船したとする同僚は、「当時、B船舶は船員保険に加入しておらず、給与から船員保険料が控除されていなかった。」と回答している上、同人のB船舶に係る船員保険の被保険者記録は見当たらないこと、iii) 社会保険庁(当時)が保管する船舶所有者記号払出簿において、A船舶及びB船舶に係る所有者名は見当たらず、当該2船舶は、船員保険の適用となっていなかったことがうかがえること、iv) 申立人は、申立期間①及び②について、給与から船員保険料が控除されていたかどうかは覚えていないとしている上、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から申立期間に係る新たな資料の提出は無く、

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 3 月末まで A 社に勤務していた。  
しかし、勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において申立事業所における厚生年金保険被保険者記録のある同僚 9 人に文書照会したところ、7 人から回答があり、そのうち申立事業所において昭和 37 年 5 月 10 日から 40 年 2 月 27 日まで被保険者記録のある 1 人が、「申立人を知っている。」とし、「申立人は、自分より後に退職した。」としていたことから、申立人は、期間は特定できないものの、申立事業所に勤務していたことがわかる。

しかしながら、当該同僚が申立事業所において昭和 40 年 2 月 27 日に被保険者資格を喪失していること、及び文書照会に対し回答のあった 6 人のうち、同年 2 月 27 日以後に資格を喪失している者 4 人全員が申立人を知らないと回答している上、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げている上司は、申立事業所において被保険者となっていない上、申立人が記憶しているのは姓のみのためオンライン記録の氏名検索をすることができず、申立人の申立事業所に係る勤務期間等について聴取することができない。

さらに、申立事業所に係る商業登記簿は確認することができない上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主及び申立人が記憶している事業主は、当該事業所において被保険者となっていない

ため、オンライン記録によっても特定できず、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。